建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定により、次のとおり命令しました。

平成二十二年十月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　命令を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町中山台二丁目一番九号

おみち

代表役員　福留修司

二　違反建築物の所在地

北葛城郡河合町久美ヶ丘二丁目一五番一、一五番二及び三一番三五の一部並びに大字穴闇五六八番二三の一の一部、六三五番一、六三六番一、六三九番、六四〇番、六四一番一の一部、六四三番の一部、六四六番一の一部、六四七番の一部、六四八番の一部、六四九番一の一部、六五〇番の一部及び一一七三番の一部

三　命令の内容

1　当該建築物を使用しないこと。

なお、当該建築物から退去するための猶予期間は、命令書を受理した日から三十日間とする。

2　四の法令違反を、命令書を受理した日から六箇月以内に是正すること。

四　命令の理由

建築基準法第二十七条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十八条並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第一項、第百十二条第一項及び第九項、第百十九条、第百二十六条の二第一項、第百二十六条の三第一項並びに第百二十六条の四から第百二十六条の七までの規定に違反しているため

五　命令をした日

平成二十二年九月三十日